

インターネット上の誹謗中傷対策～泣き寝入りしないために～

1 増え続けるインターネット被害

インターネットは便利なものですが、誰でも情報発信ができる以上、個人情報を書かれたり、悪質でひどい誹謗中傷を書かれたりするリスクがあります。

近年では、スマートフォン（モバイル端末）の普及等により、ブログや掲示板、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）などを利用したネット犯罪が急速に加速している状況にあり、なかでも匿名掲示板等を使った、企業や個人に対するいわれのない誹謗中傷の書き込みが年々増加しています。掲示板への書き込み等による風評被害は、企業の顧客離れや、個人情報の流出問題等、深刻な問題に発展する場合があります。

そこで、今回は、ネットで誹謗中傷が書かれた時に泣き寝入りしないための対処法を紹介します。

2 書き込みを削除してもらうには？

サイトによっては、削除システムがあり、比較的簡単に書き込みを削除できる場合もあります。

しかし、そのような方法で削除ができない場合は、掲示板サイトの管理者、運営者に対し、内容証明郵便で削除を請求する方法が考えられます。

このような掲示板サイトの管理者、運営者を対象とした法律に「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（通称プロバイダ責任制限法）があります。

内容証明郵便で削除請求したにもかかわらず、削除してもらえない場合には、同法に基づき仮処分等の法的手続を検討する必要があります。

3 発信者を特定する方法

誹謗中傷が止まないような場合には、書き込みをした本人（発信者）に対して書き込みをしないように求め、損害が生じていればその賠償を請求したいところです。しかし、掲示板の書き込みは匿名でされているのが通常ですから、まず、発信者を特定する必要があります。

前述のプロバイダ責任制限法では、侵害情報の流通によって権利が侵害されたことが明らかであったり、加害者への損害賠償請求権行使のために必要である場合などには、管理者等に対し、情報の発信者の氏名、住所等の発信者の特定ができる情報の開示を請求することができますとされています。

では、具体的に、発信者を特定するためには、誰

に対して何をすればよいのでしょうか。

一般的に発信者情報開示請求は、順を追って2つ以上の機関に対して行うことが必要となります。

まず、第1段階として、問題の情報が掲載された掲示板の管理者、運営者に対する請求を行います。掲示板の管理者等からは、通常、発信者のIPアドレス（インターネットなどに接続された端末に割り当てられた識別番号）と投稿日時等の情報が開示されます。このIPアドレスから、発信者が利用したインターネット・サービス・プロバイダー（ISP）や携帯電話会社等を特定することができますので、第2段階として、ISPや携帯電話会社に対して、発信者情報開示請求を行うという手順です。通常、ISP等は、契約者である発信者の氏名・住所等を把握していますので、ISPからの開示が為された段階で初めて、発信者の特定が可能になるというわけです。

なお、仮に掲示板管理者やISPが開示に応じなければ訴訟を行う必要があります。

このようにして発信者が特定できれば、発信者に対して損害賠償の請求や誹謗中傷の書き込みの差し止めを求めていくこととなります。

4 刑事責任の追及も

上記の対応は、民事上のものですが、侵害情報の発信が信用棄損、業務妨害罪（刑法第233条）に該当する可能性もあります。侵害情報により実際に業務に支障が生じているような場合などは、刑事告訴を行うことも考えられます。

弁護士法人あすか 東広島事務所

TEL 493-7100 FAX 493-7101

弁護士 福田浩・今田健太郎・上相裕章
谷脇裕子・中岡正薫

本稿担当：
弁護士 谷脇裕子

